

答 申

平成27年3月30日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会
会長 松本啓介

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の適用
が除外される場合について（答申）

平成27年3月10日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申
します。

記

認知症高齢者等行方不明者対策に係る個人情報の取扱いにおける、認知症高齢者等
の行方不明者及び身元不明者の取扱制限情報（対象者の「身体的特徴」及び「既往歴」）
について、鳥取県個人情報保護条例（平成11年3月12日鳥取県条例第3号。以下「条
例」という。）第7条第3項第3号による個人情報の収集制限の例外事項として認める。

なお、認知症高齢者等の行方不明者及び身元不明者の個人情報について、同条例第
7条第4項第8号による本人収集原則の例外事項として認める。

また、同条例第8条第1項第7号による実施機関以外への目的外提供については、
当該目的により収集した情報を当該目的のために提供することから例外事項には当た
らないため答申しない。

おって、収集した情報について電子メールにより提供を行う場合には、鳥取県情報
セキュリティ基本方針（平成20年3月25日付第200700199985号鳥取県総務部長通知）
に基づき、個人情報を含んだファイルにパスワードを付して送付することとするほか、
当該情報については個人情報に関する安全対策を十分講じた上で取り扱うべきである。

「収集制限」の「種類による制限」の例外事項

項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
<p>(認知症高齢者等行方不明者対策関係)</p> <p>認知症高齢者等行方不明者の事務において、認知症高齢者等行方不明者及び保護されている身元不明の高齢者等の取扱制限情報を収集するとき。</p>	<p>・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「身体的特徴」については、認知症高齢者等の行方不明者及び身元不明者についての検索及び身元照会を行うにあたり、本人を特定するために情報が必要である。 ・ 「既往歴」については、認知症高齢者等の行方不明者及び身元不明者についての検索及び身元照会を行うため、また、本人が治療等を要する場合にあっては、適切な保護措置を実施するために情報が必要である。

「収集制限」の「方法による制限」の例外事項

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
<p>(認知症高齢者等行方不明者対策関係)</p> <p>認知症高齢者等行方不明者の事務において、認知症高齢者等行方不明者及び保護されている身元不明者の情報を県内市町村及び他の都道府県から収集するとき。</p>	<p>当該事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者等の行方不明者及び身元不明者の情報は、本人もしくは本人の同意を得て収集することは不可能である。 <p>認知症高齢者等行方不明者の事務において、不明者本人の情報は不可欠であり、本人以外（市町村、都道府県）から収集が必要である。</p>